

利用料金一覧表（利用者負担金）

平成30年4月1日

特別養護老人ホームまちだ園（介護老人福祉施設）

1) 基本利用料金（1日当たりの自己負担額）

	要介護度	介護保険対象（一割負担）					介護保険外（実費負担）		合計 (1日当たり)	
		基本料金	加算料金					食費		居住費
			日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算 (I II)	夜勤職員 配置加算 (III)	個別機能 訓練加算	栄養マネ ジメント 加算			
多床室	要介護1	557円	36円	12円	16円	12円	14円	1380円	840円	2867円/日
	要介護2	625円								2935円/日
	要介護3	695円								3005円/日
	要介護4	763円								3073円/日
	要介護5	829円								3139円/日
従来型個室	要介護1	557円	36円	12円	16円	12円	14円	1380円	1150円	3177円/日
	要介護2	625円								3245円/日
	要介護3	695円								3315円/日
	要介護4	763円								3383円/日
	要介護5	829円								3449円/日

2) その他の加算料金（一割負担額）

加算項目・内容		加算料金	
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間に加算。30日を超える入院後、再入所の場合も同様。	30円/日	
療養食加算	医師の指示により療養食を提供した場合に加算。	6円/1食	
口腔衛生管理体制加算	医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る助言・指導を行っている場合に加算。	30円/月	
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行っている場合に加算。	90円/月	
配置医師緊急時対応加算	施設の求めに応じて、配置医師が早朝、夜間、深夜に施設を訪問して診察を行った場合に加算。	早朝・夜間の場合	650円/回
		深夜の場合	1300円/回
経口移行加算	経管栄養により食事を摂取している利用者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を行った場合に加算。	28円/日	
経口維持体制加算(I)(II)	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対して、多職種による食事の観察（ミーラウンド）や会議等の取り組みのプロセス及び摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を行った場合に加算。	(I) 400円/月 (II) 100円/月	
看取り介護加算(I)	医師の診断により看取り介護の計画を作成し、看取り介護を行った場合に加算。	死亡日	1280円/日
		死亡前日・前々日	680円/日
		死亡前4日～30日	144円/日
看取り介護加算(II)	医師の診断により看取り介護の計画を作成し当施設で看取り介護を行った場合に加算。	死亡日	1580円/日
		死亡前日・前々日	780円/日
		死亡前4日～30日	144円/日
再入所時栄養連携加算	病院に入院した場合で、退院した後に再度当施設に入所する際、入院前と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算。	400円/回	

低栄養リスク改善加算	新規入所または再入所時に低栄養状態の改善等を行うため、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し栄養管理を行った場合に加算。	300 円／月
生活機能向上連携加算	外部の理学療法士等が当施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に加算。	100 円／月
褥瘡マネジメント加算	継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合に加算。	10 円／月
排せつ支援加算	排せつに介護を要する方に対して、その原因を分析し、支援計画を作成し継続して支援した場合に加算。	100 円／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状により在宅の生活が困難であり、緊急の入所が必要と判断した場合に加算。	200 円／日 (7日間まで)
若年性認知症入所者受入加算	初老期における認知症によって要介護者となった方を受入れた場合に加算。	120 円／月
認知症専門ケア加算 (I) (II)	介護を必要とする認知症の方に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算。	(I) 3 円/日 (II) 4 円/日
退所前訪問相談援助加算	退所に先立って自宅もしくは他施設に訪問し相談援助を行った場合に加算。	460 円／回
退所後訪問相談援助加算	退所後に自宅もしくは他施設に訪問し相談援助を行った場合に加算。	460 円／回
退所時相談援助加算	退所に当たり相談を行い、市等に文書で情報を提供した場合に加算。	400 円／回
退所前連携加算	退所に当たり居宅介護支援事業所と連絡調整を行った場合に加算。	500 円／回
介護職員処遇改善加算	基本料金・加算料金の合計に定められた加算率で加算。	3. 3%

※負担軽減対象者の場合には、提示された認定証に記載されている負担額を適用します。